

議案第31号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

埼玉縣市町村総合事務組合同規約新旧対照表

変更後		変更前									
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">組合市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略 <u>北本地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区事務組合</u> 省略</td> </tr> </table>		組合市町村		省略 <u>北本地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区事務組合</u> 省略		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">組合市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略 <u>北本地区衛生組合</u> <u>入間東部地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区消防組合</u> 省略</td> </tr> </table>		組合市町村		省略 <u>北本地区衛生組合</u> <u>入間東部地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区消防組合</u> 省略	
組合市町村											
省略 <u>北本地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区事務組合</u> 省略											
組合市町村											
省略 <u>北本地区衛生組合</u> <u>入間東部地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区消防組合</u> 省略											
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）									
共同処理する事務	組合市町村	共同処理する事務	組合市町村								
第4条第1号に掲げる事務	省略 <u>北本地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区事務組合</u> 省略	第4条第1号に掲げる事務	省略 <u>北本地区衛生組合</u> <u>入間東部地区衛生組合</u> 省略 <u>入間東部地区消防組合</u> 省略								
省略		省略									